

# 新聞 労 連



2025年 | No. 1355

7月1日（火）

- 青女部 福井で全国学習集会 2
- 25夏闘 3組合が満額回答 2
- 民放 性暴力国賠訴訟 座談会 3
- 第4回中執 澤教授特別講演 4

※記事、画像、表等の無断転載を禁じます。

日本新聞労働組合連合 | 〒113-0033 東京都文京区本郷2-17-17井門本郷ビル6階 TEL03 (5842) 2201

FAX03 (5842) 2250 http://www.shimbunoren.or.jp

年間購読送料共2000円。組合員の購読料は組合費に含めて徴収しています

## 電波新聞が解雇通知を撤回

### 日刊紙休刊巡る労使の溝は埋まらず

電波新聞社は6月10日の緊急団交の場で、指名解雇の通知を受けていた電波新聞社労働組合の前委員長だった呉賢琪（オ・ヒョンギ）さんの解雇撤回を表明した。組合は6月3日に解雇撤回を要求し、6月6日には新聞労連と共に、解雇が労使紛争を拡大させ会社の経営を危うくすると警告し、撤回を強く求めている。

会社は当初、呉さんの解雇理由について、就業規則の「業務成績不良」「事業の縮小等、やむを得ない業務の都合（整理解雇）」「その他」を示した。だが、組合は具体性に欠くと指摘。特に「人員削減の必要性」は、会社の財務諸表が開示されておらず、経営悪化の判断ができないと反論した。

第1回団体交渉で会社が直近3期分の財務諸表の交付を拒んだことは、誠実交渉義務違反の不当

労働行為だとして、あらためて財務資料を用いた説明を求めている。加えて、希望退職募集以外の解雇回避努力（配置転換、出向、残業規制など）の有無、被解雇者の選定基準の合理性や、突然の通知で組合との協議が不足しているなど手続きの妥当性についても詳細な説明を要求していた。

新聞労連は、過去の休刊や大量解雇を巡る争議の教訓から「争議そのものが会社経営を危うくするきっかけになる」と警鐘を鳴らした。解雇によって金と時間の多大な損失や精神的負担が発生し、それが新聞の週刊化、デジタル強化、新規事業などの計画推進の大きな障害になると強調。過去の宮古新報の事業譲渡による新聞発行継続や、栃木新聞、日本海新聞などの闘争事例を挙げ、「賢明な経営者であれば紛争拡大となる解雇を撤回すべき

だ」と訴えていた。

その後会社は「貴組合の要求を受け入れ、これ（解雇）を撤回することといたしました」と組合に通知。厳しい経営環境と新聞発行事業の慢性的な赤字を背景に、事業再生のための人員削減や配置転換を進めてきたと説明した。争議が回避されることで、「多大な負担と労力がなくなり、最小限の労力で問題を解決する条件が生まれる」という組合側の主張を受け入れた形だ。

一方で会社は組合が求める「日刊紙の休刊延期」や「電波新聞社再生協議会（仮称）の設置」については、同意できないとしている。今後も事業継続に向けた労使間の協議が続く。依然として予断を許されない状況だ。

#### 立ち上がる～争議組合、それぞれの闘い～

### 不合理な解雇はね返す

呉 賢琪（オ・ヒョンギ）さん（電波新聞労組）

私は2004年に電波新聞社に入社し、国際本部、営業本部、報道本部で働き、電波新聞に貢献してきました。今年で勤続22年目になります。これまで同僚のみなさんと電波新聞の価値を高めるために力を合わせて、頑張ってきました。21～24年まで、少しでもより良い労働環境で仕事できるよう、労組委員長も務めました。

ところが今年5月23日、団体交渉当日に突然の通告を受け、6月末で解雇だと言われました。上司

の評価が低いとの根拠もない理由でした。評価には具体的な基準もなく、最終的に社長と社外の顧問の方で決めたと言われました。2回目の面談では、社長が業務に関係の無いプライベートの問題を持ち出し、解雇の撤回はないと強く言われました。

解雇理由があまりにも不合理で、社長の好き嫌いで決まったようにしか見えませんでした。前にも個人的な好き嫌いによる嫌がらせが何回もあり

ましたから、今回も同じケースだと思いました。オーナー経営者の代表的なパワハラ例だと言えます。

幸いにも労働組合が新聞労連に加入したため、すぐ労連に連絡。顧問弁護士に相談し、個人的に学校の先輩の弁護士にも相談しました。先輩の弁護士から「新聞労連なら心配することはない」と言われ、大変心強く思いました。

今回、労連の迅速な対応で解雇撤回になりましたが、この後の嫌がらせが心配です。今後も労連に相談しながら引き続き対応していきます。



解雇が撤回され安堵する呉さん

### 新聞協会ハラスメント、都労委が和解案提示

#### 二次加害への謝罪盛り込まれる

日本新聞協会事務局幹部らによる協会労組役員への組織的なハラスメントと不当労働行為事件は6月2日、都労委の第7回調査期日があり、都労委が双方に和解案を示した。

協会が①2022年5月、労組委員長に対し、副書記長を務めていた労組役員の言動を「口汚い」と伝えたこと、②22年8月、「見解」文書を交付し社内イントラに掲載しようとしたこと、③同年9月、労組役員の言動を指して「とんちきちゃん」と発言したこと—については「各言動が個人を傷つけたことについて謝罪したことを確認し、今後、同様の言動を行わないよう留意する」とした。

④協会が23年6月の団体交渉で「そういう言い方ばかりしてるから、われわれは言葉遣いがいかなものかと相談したのだ」と述べたこと、⑤同年7月の「回答書」に、協会が④の発言について「正当な抗議であることは明らか」「前提となる事実関係を自己に都合よく切り取った上で、あたかも前副書記長が一方的な被害者であるかのごとく主張しているに過ぎない」と記載したこと—の2

点に関しては「言動が個人を傷つけたことについて謝罪し、今後、同様の言動を行わないよう留意する」との文言が含まれた。

組合は、言葉遣いに関しては当事者へのハラスメントの二次加害として謝罪要求書を、回答書の記載についてはハラスメントの三次加害だとして抗議書を、それぞれ協会に提出していた。協会は謝罪要求を拒否し、抗議書についてはこれまで応答していない。こうした中、和解案に謝罪の文言が盛り込まれたことは、都労委も協会の言動について問題性を認識していることが示されたと言える。発端となった組合員の退職日を巡る問題での対応や、23年6月の団交以降、本件団交に応じていないことも「協会は、労使紛争の一因となったことを真摯（しんし）に受け止め、本件紛争が生じたことについて遺憾の意を表明する」とした。「協会は、組合との団体交渉においては、組合員および組合への発言に十分配慮する」とも記している。

また、組合は事件の根底に協会の労使関係に対するゆがんだ理解、労使対等の精神の欠如がある

と指摘してきたが、和解案には「協会は、労働組合法を含む労働関係法規の理解を高めるための職員向けの研修・講習等を実施する」との内容も盛り込まれた。

和解案は双方が持ち帰って検討している。次回第8回調査は、8月7日午前10時30分から。事件は発生から3年が過ぎたが、協会側はハラスメントを認めた上での謝罪についてかたくなに応じない姿勢を示している。

協会労組は「労連加盟単組の皆さんには、引き続きの支援をお願いしたい」と話している。

#### 【公示】

2025年7月1日

日本新聞労働組合連合  
中央執行委員長 西村 誠

新聞労連規約第20条により、第146回定期大会を次の通り招集します。

日時：7月24日午後1時半～5時

25日午前10時～午後1時（予定）

会場：林野会館・大会議室（東京都文京区）  
議題：①2024年度活動報告②2025年度運動方針③2024年度決算及び新年度予算④新年度役員選出⑤その他

# 「となりの新聞社」何してる？

## 新規事業のアイデア共有 福井で青女部全国集会

新聞労働青年女性部は6月14、15日、福井市の県国際交流会館で第2回全国学習集会を開いた。「となりの新聞社は何してる？」と題し各社の新規事業などを共有。「新聞発行」にとらわれない柔軟な発想で、先行きが見えにくくなっている新聞業界が目指すべき明るい未来を描いた。

若手の離職が相次ぐ中、青女部員に前向きになってもらおうと企画。全国から地方紙労組を中心に約50人が参加し、自社で取り組みそうな新規事業を考えた。

初日は福井新聞社クロスメディアビジネス局の島田琢哉氏が講演し、地元銀行と立ち上げた新会社で取り組む新規事業などについて説明した。島田氏は県民のデジタル決済や地域交通の乗車券購入に活用されている「ふくアプリ」について「会員数18万人超、決済取扱高は20億円ある」と述べた。地方紙の強みである発信力も駆使し、設立2年目で黒字化したと話した。新規事業の作り方にも触れ「地方紙はイノベティブな個の集合体。弱点を補い合えば事業を生み出せる」と助言した。

グループワークでは事前にアンケートで募った新規事業について、参加者が各社の状況を説明。北海道新聞社では、国の重要文化財の指定管理を受託イベントなどを企画運営しているとした。新潟日報社は24年に生成AI研究所を設立し「6月からAIアバターと対話し営業トレーニングができるサービスを提供する」と話した。

2日目は、自社で実現できそうな新規事業や新聞社のファンを増やす取り組みを考え、班ごとに発表した。最後の投票で最多の票を得た班は三つの事業を提案。困った時に頼れる「ご当地AI」に記事を読み込ませ、調べものから週末のイベント情報まで、役立つ情報を得られるようにし「『月額いくら』とサブスクにすれば収益にもつながる」とした。

スポーツファンを対象にした「アウェーリズム」は、対戦チームの地元新聞社と連携し、おすすめ観光地や飲食情報を共有する事業プラン。旅行パックとして商品化し「過去の試合と戦力分析を載せた記事、記者同士の対談なども用意する」



新規事業について話し合う参加者

と、新聞社ならではの付加価値も考えた。「新聞を読んだことがない人との接点をつくる」と、ポッドキャストの活用も発案した。

参加者は質問したり気づきを共有したりして理解を深めていた。

【青年女性部副部長・北川龍次＝福井労組】

## 25夏闘 各単組が奮闘

### 3組合が満額回答 諸要求でも成果

2025夏季一時金闘争は、予定されていたすべての統一行動日程を終えた。6月30日時点で、48単組が有額回答を引き出し、そのうち44単組が妥結収拾した。一時金回答の平均額は71万2162円、前年実績比プラス1万1064円となった。23年夏から2年連続の増加となり回復傾向が鮮明になった。また、朝日労組が「物価高対応特別一時金」として一律6万円、信濃毎日労組が慰労金などの名目で一律5万円を支給するとの回答を引き出すなど、臨時手当の支給でも成果が上がった。

増額回答の要因には物価高や業務繁忙に見合った一時金支給を求め粘り強く闘ったことが挙

げられる。道新労組は増収増益だったことを背景に5次回答まで闘争を継続。赤字予算を理由に回答を渋る会社に対してスト権を確立して粘り強く交渉を重ね、1次回答から計1万円の積みを勝ち取った。河北労組は新聞労働方針を参考に、昨年回答額から約5万円増額して要求。人手不足や新システム導入に伴う業務繁忙に報いる回答を迫った。会社は「厳しい経営環境」を理由に昨年比マイナス回答だったが、3次回答まで交渉を続けた結果、2万円の「業務奨励金」を勝ち取った。

今夏闘で満額回答を勝ち取った組合は西日本労組、長野労組、南日本労組の3組合だった。西

日本労組は昨年比20万円超の増額。大幅プラス回答の背景には不動産関連の収入が好調で業績を押し上げたことがあった。

諸要求ではハラスメント対策関連の要求が目立った。信濃毎日労組はカスタマーハラスメント対策を要求。会社はカスハラへの対処方法、サポート態勢などの基本方針を取りまとめ、周知徹底すると回答した。茨城労組はパワーハラスメント防止策の強化を訴え、二度とハラスメント被害者を出さないよう経営陣が先頭に立って取り組むとの回答を引き出した。

新聞業界は、離職者増や採用難により人手不足感が強まっている。他産業が軒並み大幅賃上げを実施している中、働かざるを前に押し出すだけでは人は集まらない。各単組の奮闘により今夏闘は前年比プラスとなったが、物価上昇には追いついていない。物価高に負けない賃上げを勝ち取るために引き続き団結して闘うことが重要だ。

## 「安心して働ける」環境へ、組合財政から議論を

### 関西ユニオン書記支部、待遇改善で団交

関西新聞合同ユニオン書記支部は4月から6月にかけて、中国新聞と京都新聞の両労働組合と書記の労働条件を巡り団体交渉を行った。引き続き他の労組とも交渉を進める方針だ。

書記の労働条件は、書記局内で議論される機会が少ない。特に、一人で業務を担う専従書記にとっては声を上げにくい現状がある。こうした背景から、ユニオン書記支部は単組に対し、定期的に

支部と「団交」を持つよう呼びかけている。

書記支部は「書記は人的資本。その費用はコストではなく組合にとっての投資だ」という考えに基づき、組合員と共に闘う仲間として能力を発揮できる労働条件を要求している。要求は賃金などに限らない。例えば、京都新聞労組との交渉では書記局や設備など職場環境の改善も訴えている。組合員数の減少により多くの組合で財政が厳

しくなりつつある現状を踏まえ、書記の雇用の源泉である組合財政の問題についても、各組合で議論を始めるよう働きかけていく方針だ。

その第1号として、中国新聞労組との交渉では賃金など労働条件のほか、長期的視点で組合財政の議論を始めることも要求に加えた。これは、単組内で組合財政全般の検討が必要との機運が高まりつつある状況を受けたものだ。

中国新聞労組からは「人件費確保のベースとなる組合財政の在り方について、長期的視点で議論する専門委員会の設置を目指し、議論の進捗について書記支部と随時共有する」との回答を得た。

### 被爆80年の広島・長崎でフォーラム

日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)は広島(8月5日、中国新聞労組と共催)と長崎(8月8日、長崎マスコミ・文化共闘会議と共催)でフォーラムを開きます。被爆80年の今年、広島では「メディアはこれまで何を伝え、これから何を伝えていくのか」を、長崎では「日本被団協ノーベル平和賞受賞の意義」をテーマとします。

広島、長崎ともに宿泊、交通機関が大変混雑します。早めの予約・申し込みをお願いします。

#### 【広島】

▼日時：8月5日午後2時～5時(フォーラム)

▼場所：中国新聞社7階702会議室

※碑前祭は6日午前10時～11時

▼締め切り：7月4日正午

▼申込方法：QRコードからお申し込みください



#### 【長崎】

▼日時：8月8日午後1時半～4時半(フォーラム)

▼場所：長崎県市町村会館

※平和散歩は9日午前9時～11時半

▼締め切り：7月4日正午

▼申込方法：QRコードからお申し込みください



### 11月にJTC若手記者研修会

新聞労働新聞研究部は11月、第56回若手記者研修会を東京で開催します。テーマは貧困と戦争、戦時下や占領下における性暴力です。

初日は「桐生市事件」を例に、生活保護行政、貧困の現状と戦争との関連性について、2日目は日本政府が戦中には慰安所で、敗戦直後は進駐軍兵士らに日本人女性を差し出してきた歴史と構造的な問題について話を聞きます。

日時：11月9日午後2時～、10日午後0時半

場所：出版労働会議室

### ジェンダー研究部がアンケート2種実施

新聞労働ジェンダー研究部は、女性組合員の働き方や組合活動への参加状況を把握するため、2種類のアンケートを行います。

いずれも7日から受け付け、8月22日に締め切ります。一つは全女性組合員対象で匿名で行います。ジェンダーの観点から見た働きやすさ、組合活動への参加状況などを尋ねます。もう一つは各単組の委員長や書記長ら執行部向けで、組合におけるジェンダー平等推進に関する実施状況や会社への要求実績などを尋ねます。執行部向けは1労組1回答のみです。

いずれも個々の回答は公開しません。ただし各設問の自由記述欄については、調査報告書などで引用する場合があります。

# 社会と司法を変えた連帯の力

## 報道記者への性暴力 支援の立場から国賠勝訴判決を振り返る

国会議員公設秘書から取材活動中に性暴力を受けたとして、民放労連・放送スタッフユニオン組合員の報道記者が国家賠償を求めた訴訟で、東京地裁は4月24日、国に440万円の賠償を命じる判決を言い渡した。その後、国は控訴せず確定した。提訴から2年余りを経て勝訴となった訴訟の意義を振り返るため、民放労連、新聞労連、地元の支援者を交えて6月26日、オンライン座談

会を開いた。参加者は原告を支援した民放労連委員長の岸田花子さん、フラワーデモ埼玉の野田静枝さん、長崎市による記者への性暴力裁判（2022年5月勝訴）を支援した元新聞労連委員長の吉永磨美さん、「女性による女性のための相談会」に携わる新聞通信合同ユニオン委員長の松元ちえさん。司会は新聞労連の西村誠委員長。

**西村誠** 23年3月の記者への裁判説明会から今年5月の判決確定までを振り返り、その意義について皆さんに語っていただきたいと考えています。まず一番初めに相談を受けられたときのエピソードを教えてくださいませんか。

### 長崎裁判が原告の力に — 吉永

**吉永磨美** 実は、この裁判の原告からは長崎市性暴力訴訟の勝訴判決よりも前に、相談がありました。長崎の裁判を見て、当事者の方が非常に心強く感じ、自分も闘う気持ちになったのが大きかった。



吉永磨美さん

**松元ちえ** 性暴力裁判では被害者が匿名であることが多いですが、支援者に対しても名前を明かさず匿名という形は労働組合の闘いの中では本当に例が少なく、新聞労連では長崎市性暴力裁判が初めてでした。民放労連の国賠訴訟のケースも同様の形で進められたことは、当事者のプライバシーを守る上で重要なやり方でした。

**岸田花子** 私は、訴訟を起こす少し前、民放労連本部で初めて原告の方にお会いしました。その時の印象は被害内容がとてもひどいの、原告の方が非常に落ち着いていて強い人だと感じました。

**野田静枝** 私は原告代理人の角田由紀子弁護士から手紙をいただき、地元の埼玉でこのようなことが起こっているよ、と言われ、その裁判を全面的に支援していこうと決めました。私自身も仕事で性暴力に遭った経験があるため、「フラワーデモ埼玉」で何ができるか分からないけれど、とにかく支援しようとスタートしました。

### 匿名でも寄り添える — 岸田

**吉永** 記者会見ではメディアを味方につけ、性暴力事件についてしっかりと理解をした上で記事を書く意識を持ってもらうことが重要だと民放労連の皆さんに伝えました。これは新聞労連の長崎市性暴力裁判の支援で成功したノウハウを、民放労連でも継承してもらうためです。

**松元** 「女性による女性のための相談会」では、メディアが取材する中で当事者を搾取するようなことにならないよう注意を払いました。脆弱性の高い被害当事者の安全やプライバシーを守りつつ、必要な情報だけを拾い社会に発信していくことを徹底しました。

**岸田** 支援方法で、テクニカルな面のノウハウが非常に助かりましたし、みなさんが寄り添っていただけたことが本当に大きかったです。匿名での活動のため、原告の方との接触が少ない中で不安になることもありましたが、支える会の民放労連メンバーも、もちろん原告も、ものすごく支えられたと思っています。



岸田花子さん

**野田** この裁判を通じて、川越セクハラ裁判の時と同じく、裁判官が仕事の現場での性暴力が行われていることをなかなか理解してくれないということを感じました。レイプ神話、たとえば「（性暴力に遭ったのは）そんなところに行ったからだ」といった言葉で見られるように、女性が社会に出て仕事をする事への理解が、世の中にまだ足りていないと驚きました。

### 加害者自死で被害者は地獄 — 野田

**松元** 今回のケースは長崎市の性暴力事件に似ています。加害者が自死したことや、国家公務員特別職の公設秘書による職権を乱用した行為でした。その責任はもっと強調して広く知ってもらわなければならないと思います。東京地裁では労働裁判や性暴力裁判で勝訴するのが非常に難しいと言われる中で、ここまで勝てたのは連帯の力だと強く思います。ただ、東京地裁では国会議員の使用者責任が追及されなかったことは非常に残念でした。労働組合として深く追及できなかった点でもあります。

**野田** 議員の責任追及のために議員回りをした際、相手が亡くなった秘書に対して涙ながらに話すのを聞き、事件の深刻さが全く伝わっていませんと感じました。彼らが秘書を「とても良い人でした」と言った瞬間に、私は「あなたがそう思う気持ちはお察ししますが、その途端に被害者は地獄に突き落とされたんですよ！」と言い返していました。

**岸田** 被告側の国が、原告が抵抗し尽くしたことを証明できていないなどと、まるでセカンドレイプのようなバカな主張を展開したことにはびっくりしました。また、警察が自殺する前に作った調書を捨てたという話には「嘘でしょ？」と思い、被疑者死亡の事件とはいえ、メディアがチェックしないと何でもやってしまうのだと痛感しました。

### バイアスに打ち勝てた — 吉永

**松元** 原告の所属会社は安全な労働環境を提供する雇用責任があるのに、自社の社員が性被害に遭っているにもかかわらず、一緒に怒っていないと私は感じました。これは非常に残念です。

**野田** 会社が本当の意味で社員を守っていないことがよく分かりました。民放労連の中にも、おそらく声を上げられない人がかなり多くいらっしゃるのではないかと想像します。

**吉永** 今回の判決で、政治取材における性暴力やセクハラが「プライベート」として逃げ込まれていたことから、「仕事」として国が認め、確定したことは非常に大きいと感じています。これは記者の労働安全衛生上も、報道の自由、表現の自由という意味でも、メディアの労働者の権利獲得にとって決定的な後押しとなったと思います。東京地裁がこのような判決を出したことは、角田弁護士が「裁判所が変わったわよ」と言ったように、社会の規範の源流が変わり、司法全体、ひいては行政組織や社会全体が変わっていくことを示していると思います。また、「被害者が悪い」というバイアスに打ち勝てたことも重要で、労働組合が団結して「悪いことは悪い」と主張できたからこそ、より強く闘うことができました。



野田静枝さん

### 労組でエンパワーメント — 松元

**岸田** 今回の判決と同時期にフジテレビの第三者委員会の報告があったことは、大きな意味があると思っています。第三者委員会が社内の類似案件や、職務上の性暴力について明確に「職務上だ」と認めたことは画期的でした。フジテレビ役員の女性比率が3割を超えたという変化もあり、これら全てが関連して繋がっていると感じています。しかし、3割になったからといって問題が解決し

たわけではなく、次に何を求めていくべきか、まだ暗中模索中です。

**松元** 目標を達成したから終わりではなく、これからが本当に正念場です。労働組合だからこそ、女性が力を発揮できる場を提供できるのです。結婚や出産でキャリアのルールから外れることがあったとしても、本職でできていないこともできるし、それが自己承認や自信につながるエンパワーメントの機会となります。労働組合は女性の力をどんどん使って会社や職場を変えていくべきです。

**野田** これからの数年間が大切で、達成できたから終わりではありません。小さな失敗を繰り返しながらも、持続的に連帯していくことによって、次につながる勇気が生まれてきます。

**吉永** 今回の裁判を通じて関わった人たちがエンパワーメントされ、別の場所でも応用できる経験を積めたことは、リーダーを育成し、運動のノウハウを蓄える上で非常に価値があると感じています。やったことは決して無駄にはならない、特に女性にとってはそれが強く言えます。

### 次の闘いの支援へ — 西村

**岸田** 以前、女性役員比率3割の署名を集めた際、「能力が低い女性も上に上げられる」と男性社員が反対し、女性社員もそれに同調したことがあり、ショックでした。まだ放送業界や組合の中でも理解が進んでいない部分があると感じます。

**松元** 「能力が低い女性が来たらどうするんだ」という意見は、男性側の家父長的な考え方が根底にあり、女性が能力を発揮する機会を奪われているという事実を見落としています。逆に「能力が低い男性ならいいの？」という話にもなりますよね。

**吉永** 「被害者が悪い」というバイアスに対しては、「いや、そんなことはありません」と堂々と論理を展開し、断固として反論する必要があります。加害行為が許される場所などこの世のどこにも存在しないことを、はっきり言わないと分かってもらえないのか、と疲れてしまいます。

**西村** 「能力の低い人が」という話はよく耳にしますが、私はいつも「そもそも評価軸が歪んでいるのではないかと返しています。結局、女性が働きやすい環境は、男性も含めてみんなが働きやすい環境につながるということを、この1年で実感しています。

**岸田** この裁判とフジテレビの第三者委員会報告を通じて、日本全体で記者の働き方だけでなく、メディアの営業職やアナウンサーなど、様々な職場で危険があることがよくよく認められたと感じています。民放労連では番組内でのハラスメントに関して愛媛の「あいテレビ」に対して匿名で裁判を起こしました。引き続き傍聴などご協力をお願いします。

**西村** 新聞労連はじめ、MICの仲間を中心に横の連帯で、全面的に支援していきたいと思っています。きょうは大変意義ある振り返りができたと思います。ありがとうございました。



松元ちえさん



西村誠委員長

# 記者を守る法的支援団体構想へ協力

## 第4回中央執行委で確認 25年度労連運動方針案を大筋了承

新聞労連は6月18、19の両日、第4回中央執行委員会を東京都内の会場とオンラインを併用して開いた。7月の第146回定期大会に提案する2025年度運動方針案を大筋で了承した。

西村誠中央執行委員長は「選挙取材をする記者に対する攻撃や、その安全確保が大きな課題となっている。夏には参院選もある。全国の仲間と連携し、問題が起きた際には記者を守る行動を取っていこう」と呼びかけた。

また、早稲田大の澤康臣教授（ジャーナリズム論、元共同通信記者）から、ジャーナリストを法的に支援する団体を設立する構想についての説明があった。弁護士有志と連携し、記者への暴力やスラップ訴訟に対応するほか、特ダネや調査報道の記事を書く際にリーガルチェックを受けられる仕組みを整えることを計画しているという。新聞労連は、良質な報道と記者を守ることの重要性を再確認し、この構想に最大限協力していくことを確認した。

大会のメーンスローガン案は「待遇改善で拓く、ジャーナリズムの未来」。運動方針案では、物価高騰に見合う賃上げの実現と継続を柱に、働き方の改善、ハラスメントの根絶、ジェンダー平等の実現などを盛り込んだ。

第4回中央執行委員会2日目には、早稲田大学教授で元共同通信記者の澤康臣さんが「ジャーナリストに対する法的支援団体結成に向けた現状と課題」について講演した。要旨は次の通り。

### 記者を支える法制度の必要性訴える

早稲田大・澤康臣教授



急速に悪化する取材環境のなか、記者の取材活動と報道機関の責務を法的にどう支えるかを考えている。

きっかけは、現在の取材環境の悪化に対する危機感。ドッキング（個人情報晒し）やインターネット上での攻撃、

地方自治体における抗議や苦情の急増により、記者の取材活動が心理的、社会的、法的に制限され、圧迫されている。また、登記情報や戸籍、訴訟記録など、従来はアクセス可能だった公的情報が取得困難になりつつあり、「パブリックインフォメーション」の概念が失われつつある。

こうした状況下で、報道現場には「トラブルを避けたい」という空気が蔓延し、取材を控える、あるいは報道しないことによって記者や組織を守ろうとする傾向が見られる。これは読者の知る権利を損ない、報道の質を低下させる原因となっている。さらに、報道機関は取材拒否や情報公開の拒否への対応策を持たず、公的情報の開示請求にも法的な後ろ盾が乏しいという実態がある。

現場ではネット上での中傷や侮辱への恐れから、自己規制に走る傾向が強まっている。これは報道職場における「事なかれ主義」と相まって健全な報道の妨げになっている。

現状では、現場で起きている具体的な課題に対して、「これを書いていいのか」という迷い、削除要請や外部からの取材妨害、開示されるべき情報へのアクセス拒否などの問題に報道を励ます方向で対応できる法律家や社内支援が圧倒的に不足しており、報道活動は不安と萎縮の中にある。記者やデスクが判断に迷う背景には「勝てるかどうか」ではなく「苦情が来るかどうか」「嫌われることで情報を得られなくなるのでは」という不安がある。

だから「書くため」の法律家が必要だ。その解決策として、アメリカでは、報道の自由を法的に支援する「レポーターズ・コミティー・フォー・フリーダム・オブ・ザ・プレス」がある。この団体は、24時間のホットラインも運営している。

日本でも、報道が持つ公共的な使命を再確認させるとともに、記者一人ひとりの取材活動と表現の自由を支える制度や法的支援組織の創設が必要だ。報道の質を高め量を確保することを目的とし、記事に対する事前の法的助言、嫌がらせや脅迫、ネットハラスメントへの対応を担う存在として「日本報道弁護団（仮）」を立ち上げることを構想中だ。

## 「沖縄だから伝えることがある」

### 沖縄マス協が反戦ティーチイン

沖縄県マスコミ労協（塚崎昇平議長）は6月7日、「戦後80年 沖縄だから伝えることがある 沖縄こそ伝えることがある」と題し反戦ティーチインを那覇市で開いた。戦争への報道の向き合い方を考えようと、ウクライナ戦争を取材した朝日新聞の高野裕介記者、戦前のメディアの戦争動員をドキュメンタリーで手掛けた渡辺考氏（元NHK沖縄、現GODOM沖縄）らを招いた。

2022年2月にロシアがウクライナに侵攻する直前に現地取材に入った高野記者は、戦地でも実名報道や正確な裏取りなどを重視し取材する中で、為政者よりも、戦火の下に生きる人々の声を聴くことを重視したと強調した。「数千キロ離れた読

者にも顔が見える記事を心がけた」と振り返った。

渡辺氏は戦前の日本放送協会（NHK）が空襲の被害を過少にするなどし「フェイクニュースを堂々と報道していた」とプロパガンダを担っていた経緯を紹介。当時の報道機関が「報道報國精神」「放送報國」のスローガンで動いていたことに触れ「戦争が始まったら、組織ジャーナリズムは無力化される。その前でとどまることが重要」と強調した。

パネル討議には地元紙・琉球新報の中村万里子記者、沖縄タイムスの當銘悠記者も登壇し、両県紙の戦後80年の報道を紹介した。日本マスコミ文化情報労組会議（MIC、西村誠議長）が共催した。

## “記録者”として記者の使命とは

伊東 隆裕さん（東北地連委員長＝福島民友労組）



5月に東北地連の委員長となり、早速コラムを依頼された。東日本大震災を経験した記者の一人として、当時を振り返ってみたい。

地震や津波、震災関連死で犠牲となった福島県民は4100人以上。そのうちの一人は福島民友新聞社相双支社の当時24歳の記者だった。震災当時、福島県のほぼ中心の本宮市で支局長を務めていた私は、震度6弱の激しい揺れで、靴も履かず外へ飛び出した。支局の本棚は全て倒れ、携帯電話は通じず、震災翌日に東京電力福島第1原発の1号機が水素爆発。放射性物質が風に乗って、本宮市にも降り注いだ。当時はその危険性もよく分からず、帽子とマスクをするぐらいで、原発周辺から避難してくる住民の取材に忙殺された。

震災から3週間後、後輩記者の遺体が発見された。見つかるまで同期入社の仲間らが交代で捜索していたという。亡くなった記者ら福島民友新聞社の社員が震災と原発事故をどう報じようとしたかは、ノンフィクション作家、門田隆将氏の著書『記者たちは海に向かった—津波と放射能と福島』



双葉町の海岸に残る町営の海の家「マリーンハウスふたば」。堤防には『帰還困難区域につき通り抜け禁止』の看板が残る

民友新聞』に詳しい。津波が迫る直前、亡くなった記者が「こっちに来るな」と手で合図している姿を見て助かった住民がいることも紹介されている。

当時、第1原発を担当し沿岸部の支局長だった私の同期記者の言葉を本から引用する。

「紙面に反映されるかどうかではなく、純粋に“記録者”として動いた2日間だったんじゃないか、と思うんです。会社というものを超えて、あの2日間、記録者として特化して、あそこにはいなかったのではないかと、と。そして、自分には、それしかできなかったのではないかと思います」

この記者は津波に飲み込まれる住民を目撃し、その後「なぜ助けられなかったのか」というトラウマ（心的外傷）に苦しめられた。それでも“記録者”として、震災、原発事故、住民の避難生活取材し続けた。新聞記者とは何か、皆さんも本を読んで考えてほしい。

「たすけあいの輪をむすぶ」  
こくみん共済 coop は、次のステージへ

**こくみん共済〈全労済〉**

公式キャラクター ピットくん

たすけあいの輪をむすぶ

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。